

(34) 造林等推進事業補助金	
【担当部署】 農林課林務係 【電話番号】 0167-44-2106	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・ 所得の安定向上を図るとともに、林産資源の生産増強に寄与するため、造林、保育等の事業に対し補助金を交付する	
【補助対象者】 ・ 国の森林環境保全整備事業実施要領に基づき、森林組合が受託して施行する造林事業者に対して、森林所有者の自己負担軽減のため、造林等事業を行うものに対して交付する	
【補助率】 ・ 造林事業で、補助率は査定額の7/100以内（人工造林、樹下植栽） ・ 保育等（7歳級以下）事業で、1万円/ha（除間伐） ・ 保育等事業で、査定額の5/100以内（下刈、抜き切り、枝落とし、枝払い、枝打ち、倒木起こし、改良、整理伐等）	
【補助金額】 補助率による（予算の範囲内）	
【実施期間】 昭和39年度～	
【申請に必要なもの】 ・ 事業の申請は森林組合に行い、補助金の申請は一括森林組合が行う	
【交付までの流れ】 ①申請者（交付申請書）⇒森林組合 ②補助金申請書⇒森林組合（一括）⇒町 ③交付決定⇒森林組合 ④補助金交付⇒森林組合⇒申請者	
【備考】 ・ 申請手続き等については、富良野地区森林組合（電話 22-2369）で実施	